

新宿区教育委員会会議録

平成28年第9回定例会

平成28年9月2日

新宿区教育委員会

平成28年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年9月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時45分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	大 友 文 敬

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

日程第 1 第 40 号議案 平成 29 年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報告

- 1 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成 27 年度管理業務に係る事業評価及び同業務の一部不履行に伴う指定管理料の返還等について（教育支援課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 わかりました。

◎ 第40号議案 平成29年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第40号議案 平成29年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

それでは、第40号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第40号議案 平成29年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について、御説明いたします。

まず、全体としては、昨年と同様の考え方となっております。

それでは、1の学級定員についてでございます。3歳児20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名となっております。

また、2の学級編制についてでございますが、まず、3歳児の募集については、14園14学級、募集人数は各園20名となっております。③のところ、兄または姉がいる幼児について、一般入園希望者に優先して入園するという規定がございます。

また、④募集人数を超える場合は抽選を行い、補欠登録という形の規定とその抹消に関する規定が載っております。

⑤では、補欠登録した者についての入園の規定となっております。

⑥3歳児の応募者が8名未満の園では、3歳児の学級編制は行わないという規定でございます。

(2)の4歳児の募集についてですが、14園14学級、募集人数は定員から進級児を除いた人数となっております。

③は、3歳児入園の際に補欠登録となった方について、補欠登録順に一般入園希望者に優先して入園するという、第一優先枠の規定でございます。

④では、兄または姉がいる幼児を優先するということが第二優先枠の規定でございます。第二優先枠の方は、先ほど申し上げた第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の方の次からの順番となります。

なお、兄弟姉妹の優先枠におさまらない申請者が1人でもいた場合は、全員について抽選し、順位を決定するといったものでございます。

⑤については、応募者が募集人員を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすること、また、補欠登録とその抹消についての規定でございます。

⑥については、補欠登録者の入園に関する規定でございます。

(3)の5歳児でございますが、同じく14園14学級、募集人員は定員から進級児を除いた人数といったものでございまして、こちらも③募集人員を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽選となります。抽選で落選した者は、抽選順位に従い補欠登録を行うという規定となっております。

また、④も補欠登録の入園に関する規定でございます。

それから、(4)はその他でございまして、①では、休園中の園は募集しないものとする。また、②では、入園承認書発行日、確定日と呼んでおりますが、平成29年1月13日とすること。③では、今後、学級編制の方針の改正が必要と認められる状態が生じた場合は、新たに検討を行うことを規定してございます。④では、進級児の考え方として、平成28年10月15日を基準日として、当該園に在園して進級を希望する者と規定してございます。

では、第40号議案の提案理由でございます。平成29年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、平成29年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。

第40号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○今野委員 例年どおりの仕組みだということでしたので、前年はどうだったかなと思いつながら説明を聞いていました。3歳児の募集で、⑥の8名未満の場合には学級編制はしないということです。一定の規模にならないければ、学級をつくることはできないというのでやむを得ないことだろうと思いますが、申し込みの段階で8名にならないという場合には、その近隣の幼稚園にあっせんするといった対応をしているのかという点について確認です。

それからもう一つは、1月の段階で学級編制を行わないということになるわけですが、その後に8名を超えるということが確実に見込まれるような場合、何か対応できる余地

があるのかどうか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○**学校運営課長** まず、1点目、3歳児学級の編制を行わない場合の入園希望者への対応についてでございます。過去に4歳児学級で同様に学級編制基準を設け、学級編成を行わない状況になった際には、今野委員がおっしゃられたように、近隣の園の空き状況などを小まめに入園希望の方にお伝えして、漏れがないような形でサポートを行わせていただきました。

次に、学級編制の基準日以降に学級編制基準を超える見込みがある場合の対応についてのお尋ねでございます。入園承認日の基準を1月13日と定めてございますので、この基準日を基にして学級編制をしていくことが肝要だと思っております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**菊池委員** 今の話の続きです。基準日が1月13日ということで、何でこんなに早いのかなというのが1つ。もう少し日程を遅らせていただければ、転園や引っ越してきた方に親切な対応ができるのかなというのが、まず第1点です。

第2点は、3歳児8名というのは、定員の40%未満という数字だと思いますが、4歳・5歳児については、この学級編制のことは触れていません。進級の数をしっかりと想定して40%、12名未満にはならないというのを前提にされていると思いますが、進級の基準は前年の10月15日の在園状況です。可能性が極めて少ないかもしれませんが、引っ越しなどで退園する人たちがいた場合、12名を下回ることも考えられるので、在園児の基準日がかなり前過ぎないかなというところで、一貫した質問をさせていただきたいと思いました。

○**学校運営課長** まず1点目の1月13日というところですが、この入園承認日について、従来からこういう形でやらせていただいています。これにつきましては、入園準備の手続き等がございますので、変更するとした場合にいつが妥当かというのはなかなか決めづらいところがあります。

確かに、私どもも悩ましい部分がございます。過去に同様の基準日で残念ながら休園となった園もございましたので、そのときも、もう少し基準日が遅ければどうなっていたのか、そういうこともありますので、ルールの公平性といいますか、安定性を考えざるを得ないと思っております。

それから、2点目の4歳児、5歳児が12名を下回ることに付いてです。4歳児、5歳児の学級編制基準を12名というのは、津久戸、早稲田、余丁町の各幼稚園が3歳児を受け入れていない時期の基準でございます。現在では、全園3年保育になってございますので、4歳児の編制基準は撤廃いたしました。そのため、現在は、3歳児の学級編成基準として8名未満とい

うことを設けさせていただいています。

今のところ、3歳児の募集も順調で、基本的には20名前後がそのまま進級するという傾向が強いため、8名を下回るといった状況については、今のところ考えてございません。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 僕も今の関連です。1月13日ということは、先生の確保の問題もあるから、なかなか新宿区だけの問題で済まないのも、そこが大変だと思います。恐らく行政的に言うと、人事上では1月13日がぎりぎりではないでしょうか。しかし、会社的に言うと、1月13日ではまだ異動内示が出ません。海外に行くなどは幾分早いでしょうが、国内の異動だと会社もそんなに早く心配してくれない状況があるので、こういった異動によって増える可能性があると思います。その場合、希望する区立幼稚園の学級編制がされない場合は、別の区立園をあっせんするなど、対応の仕方だけはぜひ考えてほしいと思います。

○学校運営課長 なかなかこの基準日については悩ましいところでございます。羽原委員もおっしゃられたような人事的な部分もありますので、一定の基準日としてはいたし方ないと思います。しかしながら、私どもも入園希望者の御要望、行き先を聞きながら、あっせんやサポート、情報の提供など、我々の資源を使いまして、しっかりと支えてまいりたいと考えてございます。

○教育長 参考に、平成28年度4月1日の3歳児の学級編制の状況をご説明してください。

○学校運営課長 平成28年度の募集の際に一番人数が少ない園が12名でした。一方、20名を超えて抽選を行った園もございます。次世代育成計画の調査によりますと、3歳児の需要はまだまだ多く、今後の0歳児からの伸びも見込まれてございますので、入園希望が7名という状況は今のところ想定してございません。そうはありながら、そのような状況になった際は、しっかりフォローさせていただきたいと考えてございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○菊田委員 先ほどのお話の続きです。平成28年度の実績で20名を超えている園というのはどのぐらいの数があるのでしょうか。

○学校運営課長 抽選に至った園は、7園でございます。

○菊田委員 ありがとうございます。その7園に入れなかった方たちというのは、今お話があったように近隣の幼稚園に御紹介をされているということでしょうか。

○学校運営課長 対応については、保護者のお考えによってさまざまでございます。近隣の幼稚園の情報提供をしたり、私立幼稚園を希望される方もいらっしゃいました。

場合によっては、3歳で入れないのであれば、4歳まで待つという方もいらっしゃいました。先ほど学級編制基準の中で補欠登録について説明がございましたが、補欠登録をすると、翌年の4歳児は優先で入れることを考慮されていらっしゃる保護者も若干ですがいらっしゃいました。

○菊田委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見がないということで、討論、質疑を終了させていただきます。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第40号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成27年度管理業務に係る事業評価及び同業務の一部不履行に伴う指定管理料の返還等について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

教育支援課長。

○教育支援課長 では、報告1、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成27年度管理業務に関する事業評価及び同業務の一部不履行に伴う指定管理料の返還等について、御報告させていただきます。

こちら指定管理者の管理業務に係る事業評価、これについては例年、教育委員会に御報告させていただいているところでございます。しかし、昨年度、こちら表題にも記載のとおり、この業務の一部につきまして、管理仕様書に定める基準のとおりに行われていないものが一部あったといったことが判明いたしまして、指定管理料の返還等を指定管理者にさせたところでございます。今回の事業評価の報告とあわせまして、この件につきましても御報告させていただきます。

まずは、事業評価について御報告させていただきます。

評価の目的は、1に記載のとおりでございます。管理業務につきまして、協定書等に基づ

き適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営がされていたか、サービスの向上がされていたかなどの点から検証することを目的としております。

今回の評価対象につきましては、2番に記載の新宿区立女神湖高原学園、指定管理者は株式会社フジランドとなっております。昨年度が3年目でございます。

3番、事業評価委員会の構成でございますが、こちらは外部委員が2名、内部委員が4名の6名で委員会を構成しております。ここについて、1つ補足させていただきますと、先ほど申しあげましたとおり、平成27年度の監査において、この業務の一部が適正に履行されていない部分があったということの御指摘をいただきました。その点を踏まえまして、この評価委員会の構成の見直しを行いました。資料の最後のページをごらんいただきますと、この事業評価に関する要綱を添付しております。この中の別表といたしまして、委員の構成を記載しております。昨年度までは、評価に当たりましては、委員長が教育委員会の事務局次長、また、委員を教育支援課長といった構成で、施設を所管する職員を入れて評価を行う仕組みとしておりましたが、今年度からは、委員長を生涯学習スポーツ課長としております。生涯学習スポーツ課長は、株式会社フジランドを指定管理者としているグリーンヒル八ヶ岳等の施設の管理もしていることから、この事業に非常に詳しいということで選任しております。それから、施設課長を委員として、施設管理の面から厳しい評価をいただきたいという考えから、評価体制の一部見直しを図り実施いたしました。

次に、事業評価委員会の開催内容についてでございます。

事業評価委員会は、平成28年7月27日、水曜日午前10時から午後3時で実施いたしました。場所でございますが、区立女神湖高原学園で実施いたしました。ここにつきましても、今回見直しを図った点の1つでございます。前年度までは指定管理者から資料を提出させる、あるいは我々教育委員会事務局から資料を提出するというところで、現地に赴かずに、新宿区内で評価委員会を実施しておりました。

しかし、今回、現地を厳しく視察する必要があるといった反省を踏まえまして、現地に評価委員会の皆様においでいただき、評価委員会を開催いたしました。

内容は、こちらに記載のとおり、施設見学、さらに食事の試食会、事業説明、質疑応答、その後、各委員による御評価をいただいて、それをもとに全体評価を行いました。

評価結果は、5番に記載のとおりでございます。

1から5までは、この6人の評価委員の皆様それぞれ個別に評価をいただいたものの、平均点がこの個別評価の点数として記載されております。この個別の評価のさらに平均を出

したものが総合評価、この総合評価をさらに、点数によって1から4までの全体評価として、最終評価を決定するといった仕組みで行っております。

個別評価をごらんいただきますと、例えば2番の利用・サービスに関することは3.0、5番の事業に関することは2.7と高い評価をいただいておりますが、業務が一部適切に履行されていなかった部分がございます、3の施設・設備の管理に関することが1.7という大変厳しい評価をいただいております。

このようなことから、総合評価の平均が2.5ということで、辛うじて全体評価として3をいただけているといった評価となっております。

続いて、指定管理料の一部不履行の詳細について御説明いたします。

発覚の経緯でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、平成28年2月でございますが、財政援助団体等の監査におきまして、業務が一部適切に履行されていない状況、また、それがしっかりと報告されていない状況が散見され、正確な事業報告書が区に提出されていなかったとの御指摘を頂戴いたしました。

この指摘をいただきまして、指定管理者である株式会社フジランドが指定管理を行った期間について、悉皆で調査を行いました。この中で、協定書あるいは仕様書のとおりきちんと履行されていなかった業務について、改善を図りながら指定管理料の返還をさせたといった経緯でございます。

次に、(2)指定管理業務における一部不履行の内容と回数でございます。別紙2として、一覧表としたものを添付しております。

このA4横の一覧表の中で、少し色を濃くしている部分がございますが、これが今回監査の指摘をいただいた部分でございます。項目の番号としては5番、6番、7番の平成26年度の業務について指摘をいただいたという内容でございますが、空気環境測定は年6回、12ポイントしなければいけないところが、4ポイント足りなくて8ポイント、つまり8カ所しか行っていなかったといったものでございます。レジオネラ菌検査につきましては、仕様書では年4回実施しなければいけないところが、年1回しか実施されておりました。それから、建物特殊建築物定期調査、これは区のほうでも実施しておりますが、指定管理者のほうでそれをさらに補完してしっかりと点検するためということで、事業計画書で実施をみずから計画しておりましたが、結果として、実施されていなかったといったことが判明した部分でございます。

このほかにも、平成20年度から27年度にかけて、一覧表のうち、太字で斜めの書体に

なっている部分、この部分が仕様書あるいは事業計画書に定めている基準を満たしていないものでございます。

1番、電気工作物保守点検が平成20年度、21年度。2番のエレベータ等の保守点検も同じく平成20年度、21年度に仕様書の回数を満たしていなかったことがわかりました。また、3番の自家用発電設備保守点検が、平成22年度が基準を下回っておりました。4番から7番につきましては、こちらは全て平成25年度から27年度にかけまして、この仕様書に定める回数を実施されていないといった状態でした。

このような状況がわかりまして、指定管理者には、未実施の部分に関する指定管理料につきまして、業務を怠ったことにより実質的な利益を得ていた場合に相当すると考え、業務実施に必要な経費を算定し、(3)に記載の金額を返還させております。

これは、それぞれの業務の経費額を不当利得とみなし、民法の定めにより年5%の利息を含めた金額で返還させたもので、平成28年6月30日に納入済みでございます。

今回のことが起こった原因でございますが、これは幾つか原因として検証すべき点があると考えております。

1つ目が、指定管理者の現場の支配人が仕様書・事業計画書の確認を怠り、きちんと実施回数等を理解していなかったことでございます。しかしながら、回数が仕様書の回数を満たしていないところも、幸いと申しますか、法定の回数は満たしているといった状況でした。

さらに、指定管理者の法人の本社でも、きちんとした管理・監督ができていなかったこと、これが2つ目の原因であると考えております。

さらに、施設設置者である区教育委員会におきまして、この間、こういった状況をしっかりと把握して適切に指導を行うことができていなかったといった点についても、改めて対策を講ずべき原因の一つであると考えております。

こういったことを踏まえまして、最後に再発防止に向けてということで、別紙3のような再発防止策を講じております。

まず、指定管理者に行わせていることとしまして、管理業務の履行の徹底ということで、幾つかの項目に分けて書いてございます。大きくは、管理仕様書や事業計画の確認の強化、これを改めて行わせること。さらに、現地におけるチェックリストの作成等、きちんとした履行確認の徹底。加えまして、本部による業務の履行確認の徹底ということで、本部の人間にきちんとその報告書の内容を確認させる。さらには、1カ月に1回、本部の担当者による

現地指導、こういったこともさせまして、再発防止を図っているところでございます。

さらに、区としましても、施設管理業務の履行の徹底ということで、事業者と管理仕様書等について年度当初にきちんと内容を共有・把握する。さらに、月次報告・年次報告の際には、業務の履行を証明する書類、例えば検査であれば検査証明書等を添付させるといったことで、再発防止を図っております。

さらに、フジランドによる1カ月に1回の現地指導を行う際も、毎月重点項目等を指示しまして、それについてしっかりと履行がされているかの確認を報告させるといったことを図りまして、再発の防止に努めているところでございます。

このようなことを図りながら、今後も施設の適正な管理、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○羽原委員 もう少し説明を追加してほしいと思う点が、平成20年度以前がどうかということです。それから、評価委員会の構成です。つまり、管理業務が適正かどうかというのは、プロでなければわかりませんよね。行政職の人が委員長ですし、公認会計士の方もそこまでの技術的な面はわかっているのかなど。厳しく対応しなければならないとして、それをやるには、この構成で技量的に大丈夫かなという疑問を持ちました。

○教育支援課長 まず1点目、平成20年度以前についてでございますが、女神湖高原学園につきましては、平成17年度から指定管理者を導入しております。平成17年度から19年度までの3カ年につきましては、他の法人が指定管理者として運営を行ってございました。この部分については、問題はございませんでした。

それから次に、委員の構成についてですね。きちんと専門性があるのか。しっかりとした評価、監査ができるのかといった御質問についてでございます。まず、この委員長の生涯学習スポーツ課長につきましては、他の指定管理施設につきましても、非常に多く所管しております。この指定管理事業あるいはこの施設管理業務について精通しているといったことから、指定管理事業について詳しく評価していただきたいといったことで、委員長として入っていただいております。

それから次に、もう1人今回入っているのが総務部の施設課長でございます。当然、区の施設課長ということで、こういった施設管理について高い専門性を持ってございますが、さら

に1級建築士の資格等も持っているということで、現地におきましても、さまざまな観点から御指摘等いただき、業務の改善等を図っているところでございます。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

私のほうからも発言をさせていただきます。

この問題については、私ども指定管理者を指定しているほうが十分な検査をしていなかったということで、大変申し訳ないと思っています。今後は、本社も現地で従事している職員もあってはならないことという認識を十分持つてございますので、しっかりとした調査をしていきたいと思っております。この件については、私からもおわびを申し上げます。誠に申しわけございませんでした。

○菊池委員 この件とは離れてもいいですか。女神湖のことで少しお伺いしたいことがあります。

○教育長 どうぞ。

○菊池委員 女神湖が建てられたのが平成7年で、老朽化の問題があるということですがけれども、耐震性についてはどうなっているのでしょうか。耐震補強というか、20年経って何か対応はされているのでしょうか。

○教育支援課長 耐震性についてということでございますが、東日本大震災の後に、区の施設については悉皆でその耐震性の検査を行っておりまして、そこでは問題なかったということで報告をいただいております。

しかしながら、この施設に体育館がございまして、体育館の天井が特定天井になっておりました。ここの部分については、昨年度工事を行いまして、その特定天井の部分の撤去いたしまして安全性の向上を図るといった対策を講じております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○菊池委員 耐震性は大丈夫ということですね。

○教育長 大丈夫です。

○菊池委員 わかりました。

○教育長 二重天井になっていたものを外したということですね。

○羽原委員 これは教育支援課長にもこの前申し上げたのですが、施設は非常にいいと思いますが、残念ながら利用度が低い。何年前かに交通に難があるという話をしたら、バス会社との新しい契約ができて、行きやすくなったというプラスがありました。前よりは増えている

ようですが、民間的なPRと比べると行政という立場のPRでは、どうしても広報紙に掲載しているとか、そういうところで止まってしまいます。そうではなくて、この前も言いましたが、例えば中央公園にある環境学習情報センターや各町内会に、高齢者の方が何人かでバスで途中を見学しながらゆっくり行けますよ、ゆっくりできますと周知をしていく。費用や施設、食事について上手にまとめたリーフレットやチラシ的なものをつくって各町内会に届けていく。あるいは区の関連施設がいろいろあるわけですから、そういうところに対しても、もう少しアピール度を高めていかなければ宝の持ち腐れなのではないかなと思います。仮に僕がこの担当で、利用率が低いという指摘を受ける立場にあったら、すぐそれをやろうと思います。行政の立場はなかなかそうもいかないだろうが、ぜひどこかでそういう民間的工夫を取り入れていただければなと思います。希望です。

○**教育支援課長** 御助言ありがとうございます。御指摘のとおり、当施設は残念ながら、全体の利用率としまして20%台にとどまっているということで、ここの部分についてはさらに力を入れていくべきものと考えております。指定管理施設ということで、まずは指定管理者に創意工夫をさせるといったことも必要ですが、ただいいただいた御指摘を踏まえまして、我々のほうからもさまざまな方法を提案し、そのやり方も含めて、今後指定管理者と、利用率の向上にさらに力を入れていきたいと考えております。

○**羽原委員** 僕は、指定管理者のフジランドにそれをやれと言って、ヒントを与えても、実践的には無理だと思います。窓口が新宿区であるわけだから、窓口がそういう機能を持たなければならない。指定管理者の仕事だと言えましょうかもしれないが、それだけで利用率が2割から4割になるわけがないですよ。それがもう何年も続いている状態で、予算があるから、実質赤字でもやっつけられるけれども、民間ならそれは廃止です。新宿区という行政の機能を持っている割には、率直に言えば極めて不十分だと思っています。民間的な営業努力というものをもう少ししないと、結果的には区民の税金で維持するわけです。その区民への利用方法の徹底が不十分であったり、広報だけの周知であったり。そうではなくて、どこに行けばどういうことが望めるかというところまで、どこかできちんとチラシをつくって配るぐらいの作業はやらなければならないとかねてから思っています。

○**教育支援課長** すみません、説明が足らなく、失礼いたしました。

御指摘のとおりと私としても考えております。先ほどお話ししたとおり、まずは指定管理者が第一義的にやるべきものですが、確かにそれだけではなかなか行き届いていない部分があるかと思えます。指定管理者と十分話し合いながら、我々としてもできる部分について

は、しっかりとやっていきながら、周知をさらに強化していきたいと考えております。決して指定管理者だけに任せるということではなく、できる部分、先ほどおっしゃっていただいたような、例えば区によるPRですね。今も広報等を使ってやっているところではございますが、さらに強化できる策を考えていきたいと思っております。

○羽原委員 形式的にはそのとおりです。だけれども、その努力が足りないということを指摘している。もっと幅の広い、工夫のある努力をしなければならないと。フジランドが第一義的と言うけれども、PRの機能ははるかに区が持っているわけです。それを使う方法を考えないで、一緒にこれまでよりやりますと言うのでは、その流れも来年度も同じことになってしまいます。だから、どこかで切りかえて、民間的な才覚を発揮して新しいやり方を取り入れるぐらいの気構えでないと、結果的に動員数というのはそんなに回復できないと思いますよ。民間的な努力を取り入れるぐらいの新しい工夫をしなければ、結局赤字になり、区民が補填することになります。その観点から取り組まないと。僕は今後こういう管理業務の血判というのも、1つの問題だけれども、それ以上にアピールの努力が足りないというのは、やはり行政責任だと感じます。特に答えなくても、その趣旨を生かしていただければ、それで結構です。

○教育長 それでは、今の御発言の趣旨を生かして、区民にとって魅力的な利用内容の検討などに力を入れるようにしてください。

ほかに御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告1については質疑を終了させていただきます。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 ありがとうございます。それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2時45分閉会